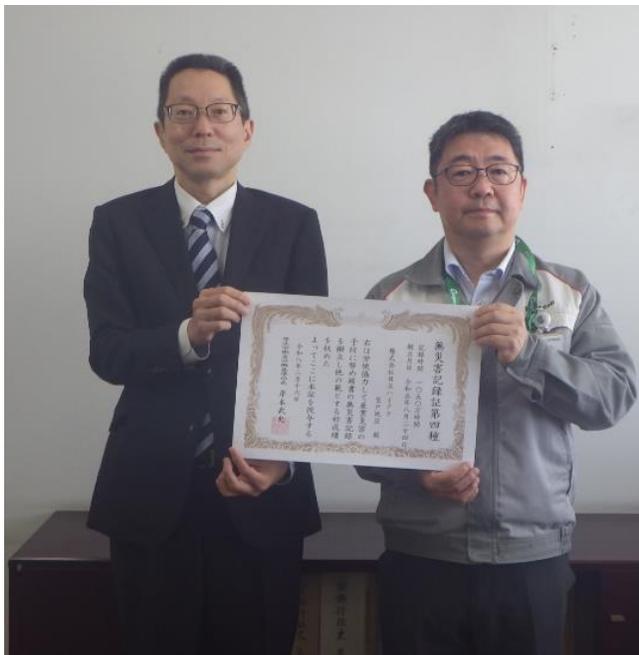




「第4種無災害記録証」を授与しました

令和8年3月4日、一定期間無災害を達成した「株式会社日立ハイテク 笠戸地区」（山口県下松市）に対し、厚生労働省労働基準局長からの第4種無災害記録証を授与しました（下松労働基準監督署長による代理授与）。

無災害記録証とは、厚生労働省が一定期間労働災害を発生させることのなかった事業場に対して授与する記録証となります。



（左）西村署長（右）武居笠戸地区長

事業の概要

代表者 笠戸地区長 武居 秀則

所在地 下松市大字東豊井794番地

労働者数 693名

設立 2001年10月1日

資本金 79億円

事業内容 半導体製造装置の開発設計サービス



※ 1 無災害記録証の手続きについて

無災害の労働時間数が、第1種から第5種までの基準に達した時は、「無災害記録樹立表」、「労働組合若しくは労働者代表の意見書」を作成し、所轄の労働基準監督署を経由して都道府県労働局長宛てに申請します（無災害記録樹立表の様式は、事業場が所在する都道府県労働局より入手することができます）。申請後、労働基準監督署長の審査、都道府県労働局長の審査を経て、厚生労働省労働基準局長による「無災害記録証」が授与されます。

なお、無災害記録の時間数の算出に誤り等があり、規定の時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還しなければなりません。

※ 2 無災害記録について

無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）の発生がなかった期間の実労働時間で表すものとされています。

また、無災害記録証授与内規における災害とは、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとされています。

※ 3 参考サイトのリンク

- ・ [無災害記録証の概要（職場のあんぜんサイト）](#)
- ・ [無災害記録証授与内規](#)